

事件番号 平成 年 () 第 号

意 見 書

大阪地方裁判所第14民事部 御中

平成 年 月 日

申立債権者 印

本件不動産につき、入札または競り売りの方法により売却を実施しても適法な買受けの申出がなかったときは、他の方法により売却を実施することについて異議ありません。